

南淡路軟式野球協会 規約

第1章 総則

第1条 この協会は、南淡路軟式野球協会（以下協会という）と称する。

第2条 本協会は、事務局を理事長宅に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本協会はアマチュアスポーツとしての軟式野球を洲本市及び南あわじ市（以下地域内という）全般に普及し、その健全な発展を図るとともに、会員相互の親密な連絡と明朗なるスポーツマンシップをもって社会文化の向上発展に寄与することを目的とする。

第4条 本協会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1、兵庫県軟式野球大会の主管及び予選会を行う。
- 2、軟式野球の普及発展及び技術向上に関する指導と研究。
- 3、軟式野球施設の拡充に関する事項。
- 4、その他協会の目的達成に必要な事項。

第3章 組織及び会員

第5条 本協会に加盟するチームは、本協会の目的及び事業に賛同する地域内に編成された軟式野球チーム及び協賛する者をもって構成し登録させることとする。

第6条 会員は、本協会の目的及び事業に賛同する者、並びに地域内において組織された軟式野球チームをもって構成する。

1、チームの編成

(1) 一般チーム 次のいずれかひとつに該当する者で編成されたチーム。

(イ) 職域チーム 官公庁・会社・商店・工場等に勤務する者のみによって編成するチームまたは、同一職場に勤務する者が登録人員の2/3以上占めるチームとする。

(ロ) クラブチーム 地域内に居住、又は勤務する者のみによって編成するチーム。

(ハ) 学生チーム 専修学校生、各種学校生及び大学生、高校生は同一学校又は個人で一般チームに登録することができる。
但し、学校単位で編成する場合は学校名は使用せずクラブ名とする。

(ニ)登録できない選手

- (1) 学生、生徒で本協会以外に登録している者。
- (2) 少年部、学童部で硬式ボールを使用している団体に登録している者。

(2) 少年チーム 次の部により編成されたチーム

(イ) 中学生で編成されたチーム

2. 会員としての登録は、男女を問わないが、監督及び主将を含めて10名以上20以内で編成する。但し、少年チームについては、監督及びコーチ名は枠外とする。

第4章 加盟及び脱退

- 第7条 会員となるチームは、協会の定める登録申請書及び会費を、提出する。協会は、その資格を審査しなければならない。
- 第8条 前条の申込みを受理した協会は、直ちに会員名簿に登録手続きを行わなければならない。登録手続きの完了とともに申請者は協会会員の資格を取得する。
- 第9条 会員は、その登録事項に異動を生じたときは、直ちに協会にその旨を届けなければならない。
- 第10条 会員の登録は、年次当初に更新し、第7条・第8条の手続きをしなければならない。
- 第11条 会員は、前条に定める外、次の事項の一つに該当するときは資格を喪失する。
1. 第5条に定める条件を具備しなくて協会が不適格と認めたとき。
 2. みずから脱退の意志を表明したとき。
 3. 除名の処置をとられたとき。

第5章 役員

- 第12条 1. 協会に次の役員を置くことができる。

- | | |
|---------|-----|
| 1. 会長 | 1名 |
| 1. 副会長 | 若干名 |
| 1. 理事長 | 1名 |
| 1. 副理事長 | 若干名 |
| 1. 常任理事 | 若干名 |
| 1. 理事 | 若干名 |
| 1. 監事 | 若干名 |

2. 名誉会長以下次の役員を置くことができる。

- | | |
|---------|-----|
| 1. 名誉会長 | 1名 |
| 1. 顧問 | 若干名 |
| 1. 参与 | 若干名 |
| 1. 相談役 | 若干名 |

- 第13条 役員を選出

- (1)会長及び副会長は、理事会で推挙する。
- (2)名誉会長、顧問、参与及び相談役は、推挙により理事会に図り、会長が委嘱する。
- (3)理事長、副理事長は、理事の互選により選出する。
- (4)監事は、理事会において選出し、会長が委嘱する。

- 第14条 役員の仕事

- (1)会長は、協会を代表し会務を統轄する。
副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。
- (2)顧問、参与及び相談役は、会長の諮問に応じ会務に参画する。
- (3)理事長は、理事会を代表し会務を執行する。
副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代行する。

- (4)理事は、理事会を構成し、協会の企画・立案を審議し、運営に参画、議事を審議し議決・執行にあたる。
(5)監事は、会計を監査する。

第15条 役員任期

役員任期は2ヶ年(1月1日から翌年12月31日まで)とし、年度当初に招集する理事会で選出する。但し、再任はさまたげない。
役員任期が満了しても、後任者が就任するまではその職務を行う。
又、役員が任期中に交代のときは、前任者の残任期間とする。

第6章 会議

第16条 協会の会議は、役員総会・理事会とする。

第17条 役員総会は、年1回会長が招集し、その議長となる。年初における理事会と併用することもできる。

第18条 1、理事会は、毎年2回以上理事長が招集し、その議長となる。
但し、次の何れかに該当するときは、臨時理事会を開催しなければならない。
(1)緊急を要する事項が発生したとき。
(2)理事の3分の1以上の要請があったとき。
2、理事会は、理事の過半数以上の出席をもって成立する。
但し、理事会に出席できない理事は、他の理事に委任することができる。
理事会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

第19条 緊急を要する事項は、理事会の承認を要する。

第7章 会計

第20条 会計は理事の中より理事会において推挙し、会長が委嘱し、協会の財務を掌理する。

第21条 連盟の経費は、次に掲げるもので支弁する。

- 1、会費
- 1、寄付金
- 1、補助金
- 1、助成金
- 1、大会参加料
- 1、その他の収入

第22条 会員は協会の定める会費を納入する。

第23条 協会は別に定める会費を県連盟に納付する。

第24条 協会の会計年度は1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

第25条 会長は、毎会計年度歳入歳出予算を編成し、理事会の議決を経なければならない。

第26条 本協会の収支決算は、毎回会計年度終了後2ヶ月以内に会長が作成し、監事の意見をつけて、理事会の承認を受けなければならない。収支決算で剰余金のあるときは、理事会の議決を経て翌年度に繰越する。

第27条 事業遂行上必要ある時は、理事会の議決を経て特別会計を設けることができる。この特別会計による収支決算は、その事業終了後速やかに会長が作成し、監事の意見をつけて理事会の承認を受けなければならない。この特別会計の収支決算で剰余金のある時は、理事会において処分を決定する。

第8章 審判部

第28条 協会の事業を遂行するため、審判部を置く。

第29条 審判長・副審判長は、理事会において推挙し、会長が委嘱する。

第9章 規律

第30条 役員・審判員は、常に品位と名譽を重んじ、競技者の模範となるよう行動しなければならない。

第31条 会員たるチームは、本協会以外に、又その構成員は、1つのチーム以外に加入することはできない。

第32条 会員たるチーム及びその構成員は、協会の主催後援、又は公認の野球大会でなければ出場することはできない。但し、協会が承認した場合はこの限りでない。

第33条 会員たるチーム及びその構成員は、本規約並びに付属規程に違反することはできない。

第34条 会員たるチーム及びその構成員が、前3条に違反したときは理事会において除名或いは大会への出場停止その他の処分をすることができる。

第10章 付則

第35条 協会規約は、理事会において出席者の2/3以上の同意を得て改廃することができる。尚理事欠席の時は、委任状を提出する。(口頭可)

第36条 規約の施行について必要な事項の細目は、理事会が別に決める。

制定 平成13年1月29日

付則 1、第2章第3条中「三原郡」を「南あわじ市」に改正する。
2、この改正は、平成17年1月11日より適用する。